

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和49年1月頃、48年3月から同年12月までの10か月分の国民年金保険料の納付書が届いたので、母親と叔父の勧めもあって一括して納付したはずなのに、同年3月の1か月分だけが納付済みとなっており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該特殊台帳に記載された手帳交付日及び申立人の記号番号の前後に払い出されている記号番号の者（任意加入者）の被保険者資格取得日から、昭和48年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする49年1月時点において、当該期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、「昭和49年1月頃、A市役所の国民年金の担当窓口か、同市役所内にあった収納する所で一括して納付した。」と主張しているところ、i) 申立人に係る特殊台帳により、昭和48年3月の保険料が49年1月31日に過年度納付されていることが確認できる上、その当時は、保険料の第2回特例納付が行われていた時期であり、日本年金機構B年金事務所は、「特例納付の実施期間において、納付者の利便を図るため、C県内のほとんどの市役所に過年度分の納付書を置いてもらっていた。」としていること、ii) A市は、

申立期間当時の国民年金担当窓口における保険料の収納について、「窓口では収納していなかったが、市庁舎内にあった銀行で、現年度の保険料は納付できた。また、当時の担当者によると、当該銀行が閉まった後、納めに来られた方の保険料を預かって、翌日に銀行に納付してあげることもあったようだ。」と回答している上、D銀行E支店は、「申立期間当時、A市役所内に窓口係や営業係として、当行が入っていた可能性があり、歳入代理店ではなかったが、過年度の保険料を受け入れた可能性はある。」としていること、iii) 申立人から提出された48年4月から同年12月までの国民年金保険料納付書納付済通知については、記載されている金額が当時の保険料の9か月分の額と一致しており、A市は、同市が発行したものであることを認めている上、申立人は、現在のような年金問題が生ずるとは予見し得ない中、領収印の無い納付書納付済通知を領収書として年金手帳に挟んで長年所持していたこと、iv) オンライン記録によると、49年1月21日から同年4月1日までの期間において、申立人のA市役所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人は、当該期間において国民年金保険料をいつでも納付できる状況にあったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、申立期間より後の昭和51年10月18日から57年12月14日までの期間において、国民年金に任意加入し、最後の5か月間を除き、国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと考えられることを踏まえると、49年1月31日時点において納付可能であった申立期間についても、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）のC工場（以下「C工場」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私は、年金事務所から通知を受けて厚生年金保険の記録を確認したところ、C工場に勤務していた期間のうち、申立期間に係る記録が無いことが分かった。A社が昭和37年11月にD県E市からF県G市へ移転した際に、工場もG市に移転した（以下、G市への移転後の工場を「H工場」という。）が、私は、申立期間において、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等によると、昭和37年10月30日にC工場が厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、翌々日の同年11月1日にH工場が適用事業所となっていることが確認できるところ、C工場に係る厚生年金保険被保険者資格を同年10月30日に喪失し、H工場に係る同資格を同年11月1日に取得している57人（本件と同じ申立内容の別の申立人に係る事案において、年金記録確認第三者委員会のあっせんにより、既にC工場の資格喪失日に係る記録が昭和37年11月1日に訂正された二人を含み、申立人を除く。）のうち、事情を聴取できた複数の者の証言により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務（昭和37年11月1日にC工場からH工場に異動）していたものと推認される。

また、前述の 57 人のうちの少なくとも 5 人以上の者が、申立期間に継続して勤務していたと証言していることから、申立期間において、C工場は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、B社は、「当時の資料が無く、申立期間に係る届出、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している一方、「勤務地の変更を伴う異動が行われ、その際、喪失日の届出を誤った可能性は否定できない。」とも回答しており、前述の 57 人の中には、「工場の移転であるため、保険料が控除されなかったことは無いと思う。」、「申立人は正社員であり、申立期間に継続して勤務していたことから、申立人の保険料は控除されていたと思う。」とする者がいることから、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除しながら、正しい届出を行っていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC工場に係る事業所別被保険者名簿における昭和 37 年 10 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、B社は不明としているものの、C工場は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主が適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、その後、同社は、経営者が変わって社名が B 社になったが、私は、同年 8 月まで継続して C 職の仕事をしていた。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び B 社に係る商業登記簿謄本により同社の D 職であったことが確認できる二人の証言から、時期は不明であるが、A 社の事業は、B 社に継承されたものと推認されることから、当該 D 職二人が申立人を覚えていることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 45 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、43 年 4 月 21 日から 45 年 3 月 9 日までの期間において同社に係る被保険者資格を取得している者は確認できない上、同年 3 月 9 日に同社に係る被保険者資格を喪失した 3 人のうち、所在不明により事情を聴取できなかった 2 人（元事業主及び D 職）を除く 1 人は、申立人を覚えておらず、「最後まで残っていたのは、事業主夫婦と私だけだった。」と述べていることから、申立人は、少なくとも同社が厚生年金保険を適用されていた期間においては、同社に勤務していなかった可能性がある。

また、オンライン記録上、B 社は、厚生年金保険の適用事業所であった

ことが確認できない上、同社の元事業主は、「私は、経営したというより、助けてほしいと頼まれて来た。借金からのスタートであり、社会保険に入る余裕もなかったと思うし、当時の資料も無く、申立人も覚えていないので、厚生年金保険の加入については答えようがない。」と述べており、前述のD職二人に聴取しても、申立人の同社における厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A社及びB社の両社においてD職であった者（前述の昭和45年3月9日にA社に係る被保険者資格を喪失したD職）に係る国民年金被保険者台帳によると、当該D職であった者は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。